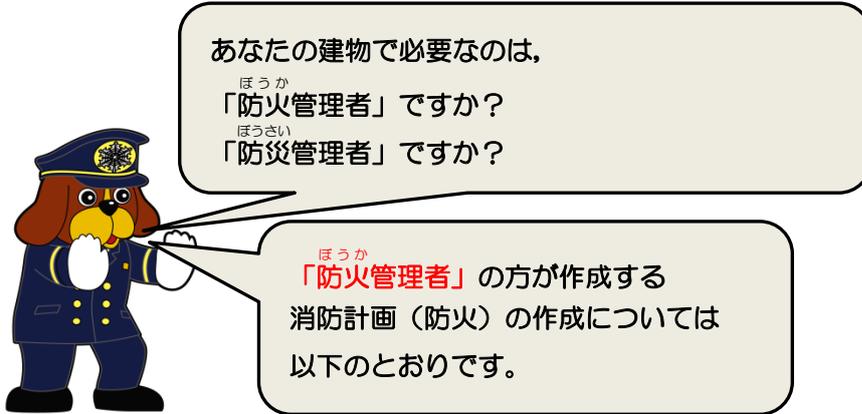
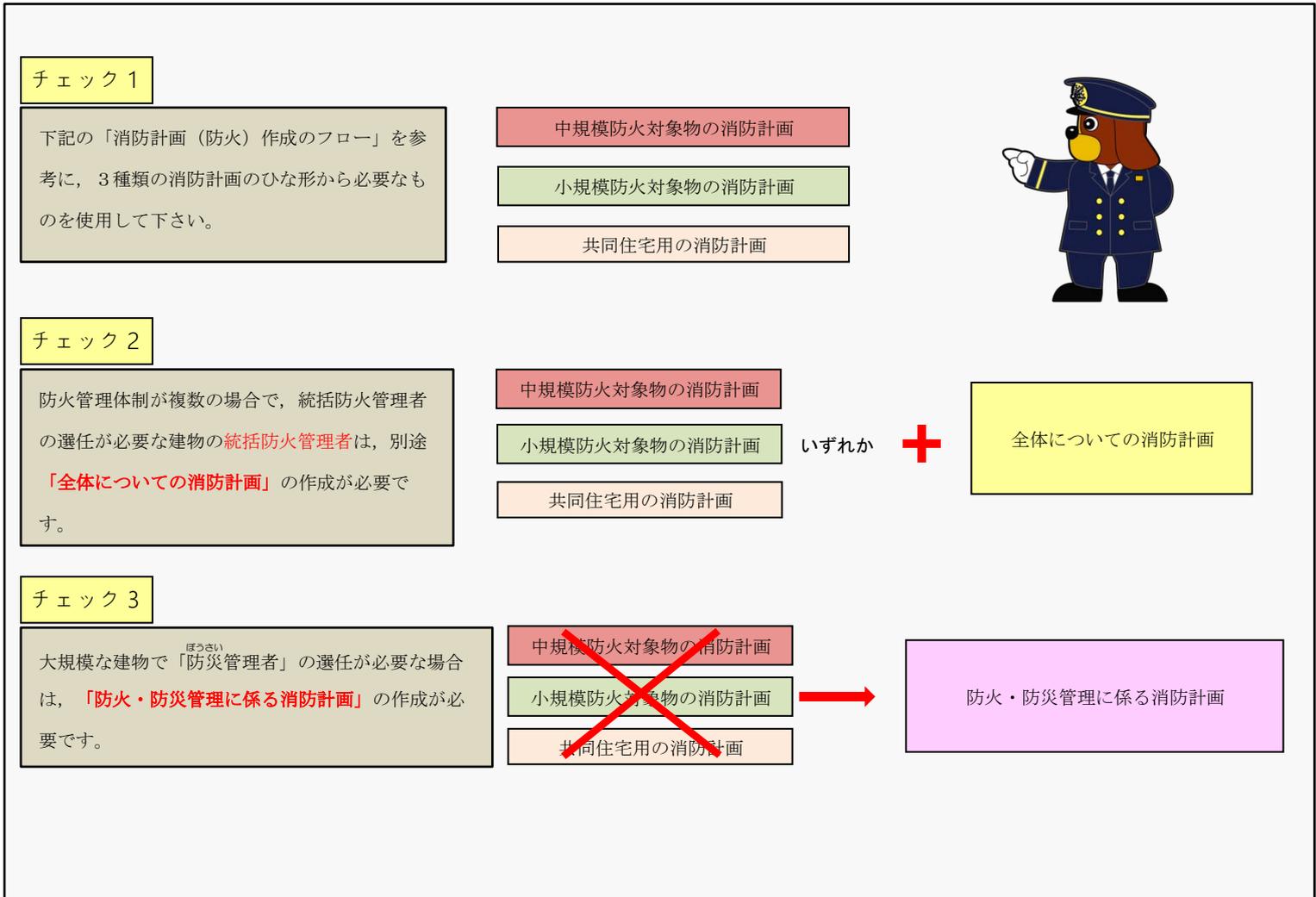


ご不明な点は、建物がある行政区の
消防署へお尋ねください

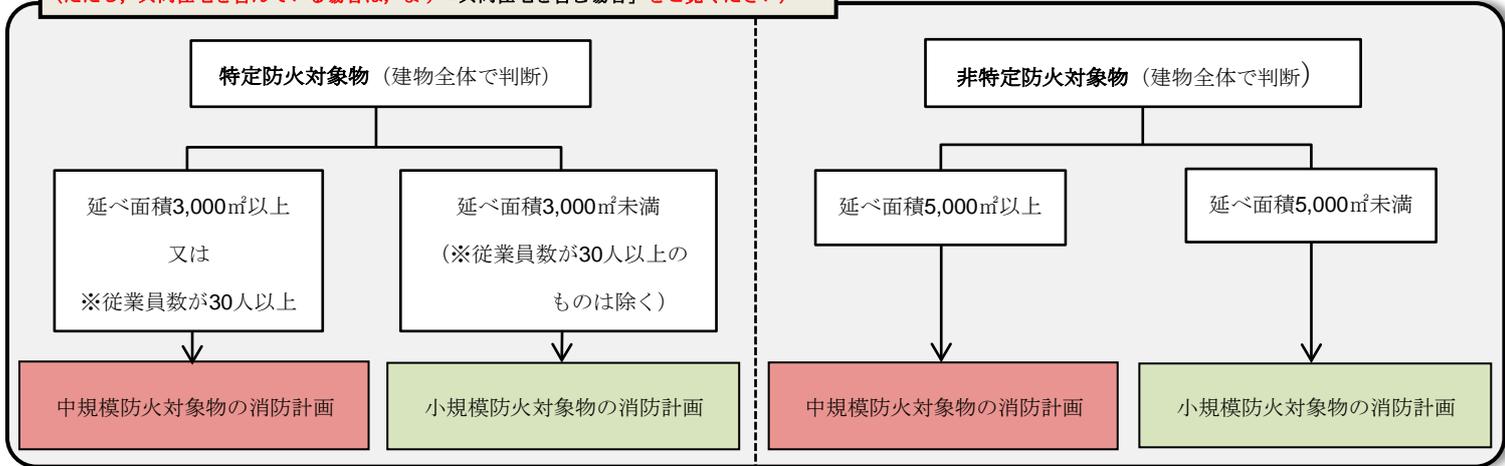


消防計画（防火）の作成について



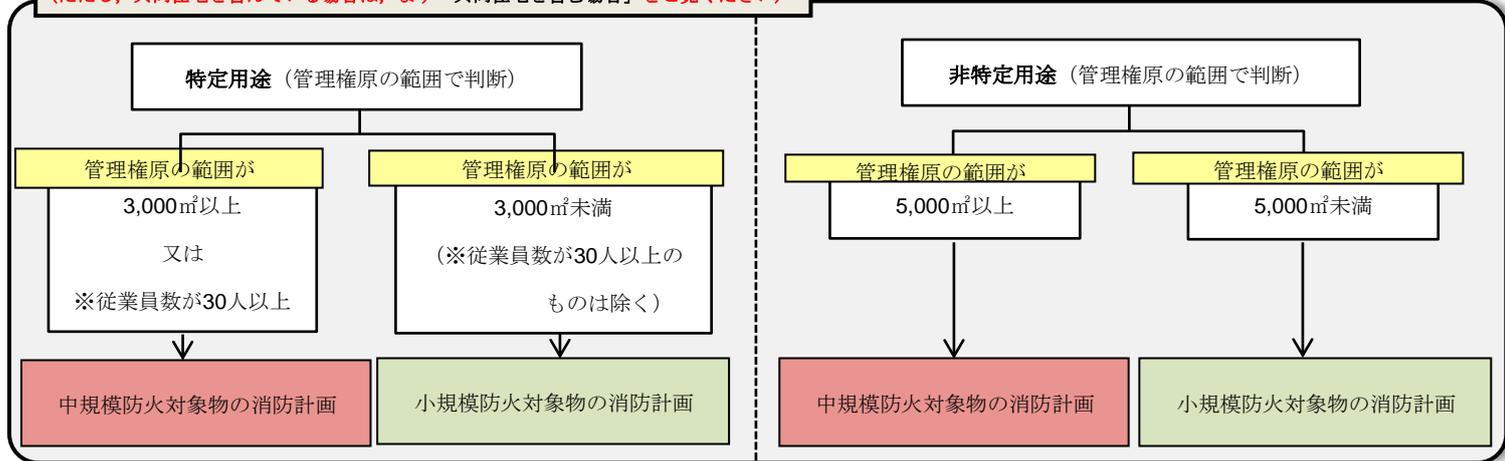
消防計画（防火）作成のフロー

「単一管理権原」の場合 ≡ 建物に防火管理者が一人の場合
 (ただし、共同住宅を含んでいる場合は、まず「共同住宅を含む場合」をご覧ください)



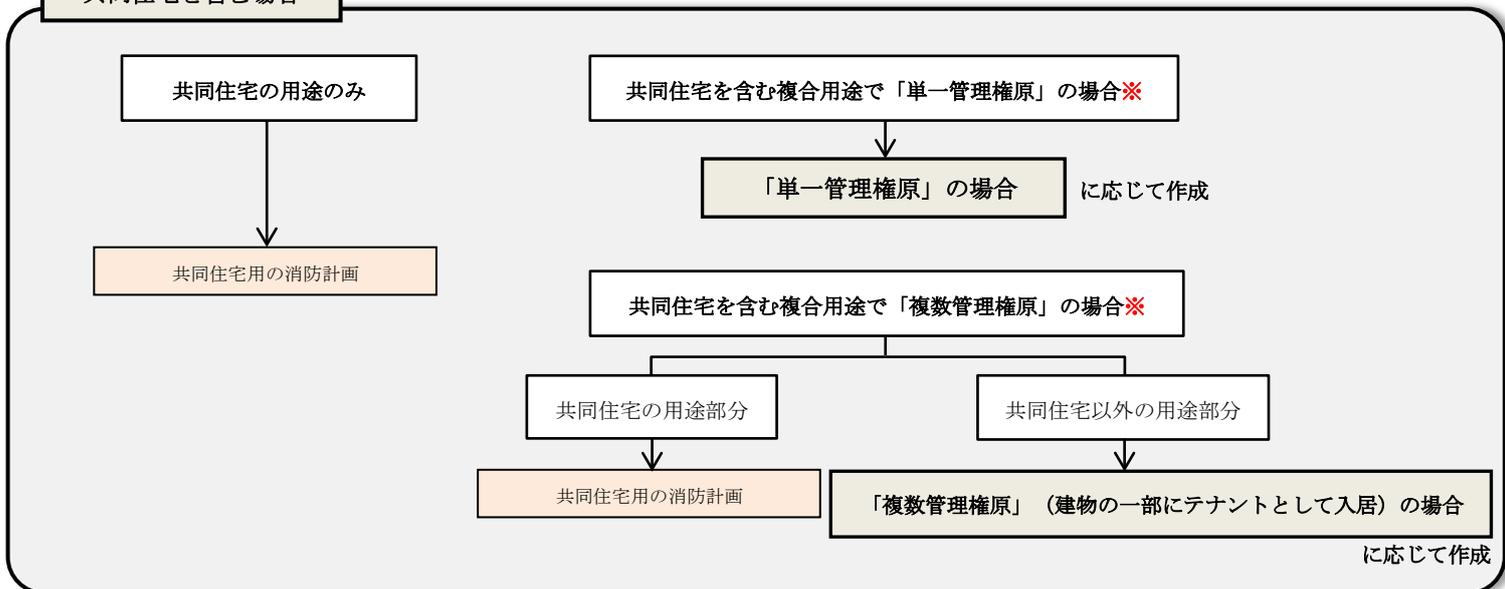
※ 従業員数は正社員、臨時社員等を問わず、1日の中で勤務人員が最大となる時の数で

「複数管理権原」(建物の一部にテナントとして入居)の場合
 (ただし、共同住宅を含んでいる場合は、まず「共同住宅を含む場合」をご覧ください)

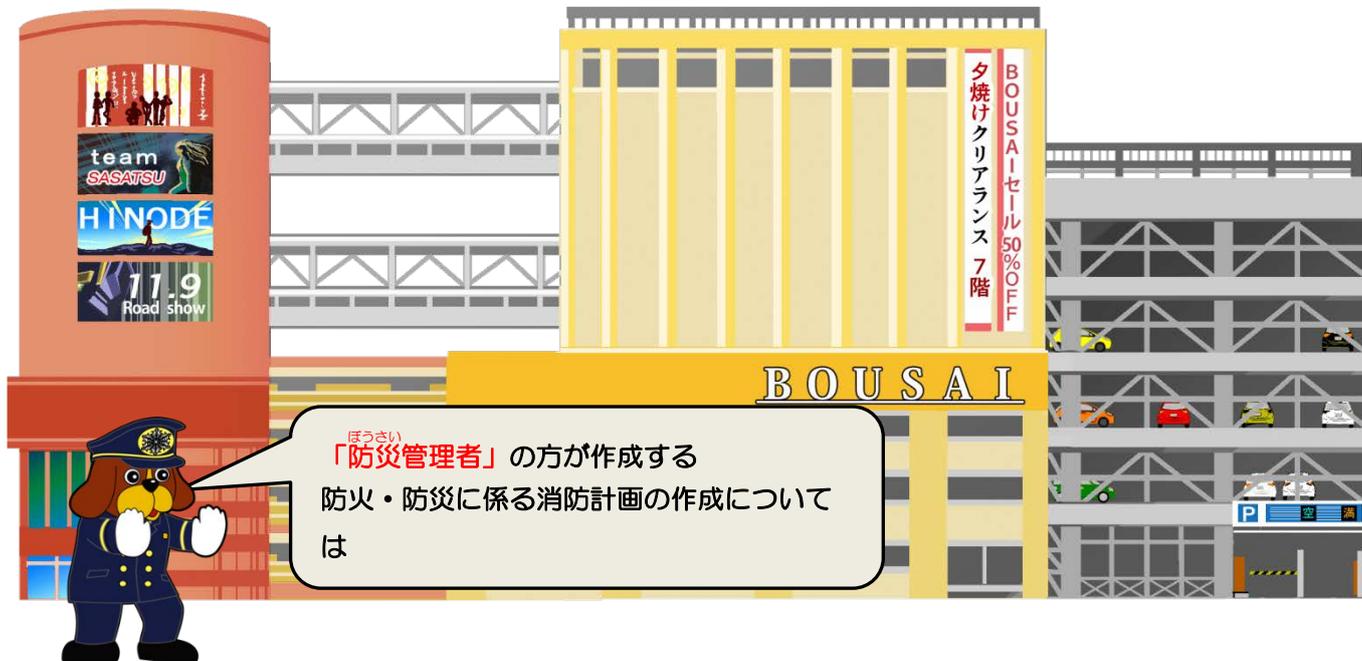


※ 従業員数は正社員、臨時社員等を問わず、1日の中で勤務人員が最大となる時の数です。

共同住宅を含む場合



※ 共同住宅とその他テナントが複合になった建物では、テナント部分を共同住宅と同一とみなして「共同住宅の用途のみ」と判断される場合があります。ご不明な点がございましたら、建物がある行政区の消防署へお問い合わせ下さい。



ぼうさい
「防災管理者」の方が作成する
 防火・防災に係る消防計画の作成について
 は

防火・防災に係る消防計画の作成フロー

「単一管理権原」の場合 ⇔ 建物に防災管理者が一人

防火・防災管理に係る消防計画

「複数管理権原」の場合 ⇔ 建物に防災管理者が複数名
 (建物の一部にテナントとして入居の場合)

○統括防火・防災管理者

全体についての消防計画 (防火・防災用)

自身が管理する部分の

防火・防災管理に係る消防計画

○テナント (※従業員数が30人以上) の防災管理者

防火・防災管理に係る消防計画

○テナント (※従業員数が30人未満) の防災管理者

防火・防災管理に係る消防計画 (テナント用)

※ 従業員数は正社員、臨時社員等を問わず、1日の中で勤務人員が最大となる時の数です。

ご不明な点は、建物がある行政区の
 消防署へお尋ねください



ご不明な点は、建物がある行政区の
消防署へお尋ねください

消防署	担当係	電話番号
東消防署	予防課指導第1係	092-683-0119
博多消防署	予防課指導第1係	092-475-0119
中央消防署	予防課指導第1係	092-762-0119
南消防署	予防課指導係	092-541-0219
城南消防署	予防課指導係	092-863-8119
早良消防署	予防課指導係	092-821-0245
西消防署	予防課指導係	092-806-0642